

新規事業体育成支援事業補助金制度

→ 国の「緑の雇用」助成金の対象とならない部分の新規事業体の新規雇用者に対する「技能講習費用や安全器具費用、社会保険等の雇用経費」を助成

新規事業体育成補助金（市単独補助）

雇用者の林業就業経験年数	補助金上限額	備 考
2年未満	140万円	「緑の雇用事業」に移行するまでの期間を助成
2年以上	90万円	最大3年間を助成

林業担い手育成対策事業補助金制度

林業事業体の実績が増えると「緑の雇用」、林業担い手育成補助金に移

→ 一定の実績を持つ林業事業体が新規雇用者（林業就業経験2年未満）の「キャリアアップのために資格取得、基本知識・技術の習得のための研修費用」を助成

	1年目	2年目	3年目
「緑の雇用」助成金 （国庫補助）	9万円×8か月 ＝72万円 ※プラスαあり	9万円×9か月 ＝81万円 ※プラスαあり	9万円×9か月 ＝81万円 ※プラスαあり
市からさらに上乗せ補助			
林業担い手育成補助金 ※市の単独上乗せ補助	2万円×8か月 ＝16万円	2万円×9か月 ＝18万円	2万円×9か月 ＝18万円